



平成28年5月25日

各 位

会社名 スズデン株式会社
代表者名 代表取締役社長 酒井 篤史
(コード番号 7480 東証第一部)
問合せ先 iクリエイト部長 永田 佳久
T E L 03-5689-8001

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月24日開催予定の第64回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

①取締役会の監督機能強化と透明性の高い経営、迅速な意思決定を実現するために取締役会に監査等委員会を置き、ガバナンス体制を一層充実させることを目的として監査等委員会設置会社へ移行するためです。

②併せて、株主総会の招集権者と議長の規定について、代表取締役を2名選任中の現状に即して変更するためです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u>	第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u> (削除)
第5条～第13条 (条文省略)	第5条～第13条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 ②<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p> <p>(議事録) 第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した<u>取締役および監査役</u>は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>10名</u>以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略)</p> <p>(取締役の解任方法) 第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 <u>取締役の任期</u>は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設) (新設)</p>	<p>(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 ②<u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第15条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(議事録) 第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した<u>取締役</u>は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>15名</u>以内とする。 ②<u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の解任方法) 第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ③<u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u> ②<u>取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 (条文省略) ② (条文省略) (新設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②<u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等) 第26条 (条文省略) ②当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる<u>もの</u>に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した<u>取締役および監査役</u>は、これに署名若しくは記名押印し、または電子署名を行う。 ② (条文省略) (新設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 <u>取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から、代表取締役を選定する。</u> ②<u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③<u>前二項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集できる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各<u>取締役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②<u>取締役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等) 第26条 (現行どおり) ②当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる<u>者</u>に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した<u>取締役</u>は、これに署名若しくは記名押印し、または電子署名を行う。 ② (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任) 第28条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第37条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
(新設)	第5章 <u>監査等委員会</u>
(新設)	<u>(監査等委員会)</u>
(新設)	<u>第32条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</u>
(新設)	<u>②監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の権限)</u>
<p>(新設)</p>	<u>第33条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
<p>(新設)</p>	<u>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新設)	<u>②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u> <u>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第36条 監査等委員会における議事の経過およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第41条～第42条 (条文省略)	第38条～第39条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第44条～第48条 (条文省略)	第41条～第45条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月24日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 平成28年6月24日 (金曜日)

以上